

環境インフラ海外展開基本戦略

(令和 7 年版)

8 月 29 日

環 境 省

I. 背景

(A) 環境インフラを取り巻く国内外の状況

政府全体では、グローバルサウス諸国との連携の重要性から、「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」（令和 6 年 6 月 11 日グローバルサウス諸国との連携強化推進会議決定）を定めるとともに、昨今のインフラ市場をめぐる急速な環境変化や課題を踏まえ、インフラや従来のインフラの概念を超えた領域における今後の海外展開の方向性を示すため、2030 年を見据えた「インフラシステム海外展開戦略 2030」（令和 6 年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定）が策定された。「インフラシステム海外展開戦略 2030」では、国際社会は、地球規模課題の深刻化に加え、自由で開かれた国際秩序への挑戦と分断リスクの深刻化、世界各地での人道危機等といった複合的危機に直面しており、経済安全保障上のリスクが増加していることを指摘し、我が国企業による持続的なインフラシステムの海外展開を推進するためにはこうした課題への一層の対応が必要とした。とりわけ環境インフラについては、加えて以下の状況を踏まえる必要がある。

■地球環境の状況の深刻化

世界は気候変動、生物多様性の損失及び汚染という 3 つの危機に直面している。2024 年は観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が工業化前と比べて約 1.55℃上昇と、単年ではあるが初めて 1.5℃を超えたことが報告され、極端な気象現象の頻度や強度の増加が懸念されている。また、生物多様性の観点からは、我々が生きる現代は「第 6 の大量絶滅時代」とも言われるほど種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間活動による影響と考えられている。汚染に関しては、世界の排水の 80%以上が未処理のまま環境中に放出され、工業施設から排出される重金属、溶媒、有害汚泥及びその他の廃棄物が世界各地の水域に投棄されていると報告されている¹ほか、世界で排出されるプラスチック廃棄物の量は 2019 年から 2060 年までにほぼ 3 倍になり、環境への流出量は 2060 年には年間 4,400 万トンに倍増する見込みである²。

¹ 「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書（政策決定者向け要約）」（2020 年、IPBES）

² 「グローバル・プラスチック・アウトLOOK:2060 年までの政策シナリオ」（2022 年、OECD）

■ グローバルサウス諸国の成長と資源需要等の増加

世界のインフラ市場は、グリーン・デジタル等の社会変革、新興国の飛躍的成長等により、大きく変化している。例えば東南アジア地域においては、ASEAN の人口が 6.8 億人、GDP は 3.6 兆ドルを超え、政府開発援助（ODA；Official Development Assistance）卒業国や中進国・中進国入りが見込まれる国が増加している。これらの国をはじめとするグローバルサウスと呼ばれる新興国・開発途上国は近年経済力を向上させており、今後長期にわたり経済的なプレゼンスを高め、国際場裡における存在感を増していくとみられている。こうしたことを背景に、世界のインフラ市場の規模については、2023 年は約 713 兆円と試算されており、また、2030 年には約 1,084 兆円、2035 年には約 1,305 兆円まで伸張するとの試算があるなど、今後も更に需要が伸張することが見込まれている³。

環境分野においては、国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議（COP29）において、パリ協定 6 条の完全運用化や、国際開発金融機関や途上国による支援を含む「2035 年までに少なくとも年間 3,000 億ドル」の途上国支援目標、さらに全ての公的及び民間の資金源からの途上国向けの気候行動に対する資金を 2035 年までに年間 1.3 兆ドル以上に拡大するため、全てのアクターに対して共に行動することを求めることが合意され、気候変動対策の実施の段階となっている。とりわけ 2020 年以降世界のクリーンエネルギーへの投資が加速しており、国際エネルギー機関（IEA）によれば、2024 年には 2 兆ドルを突破した⁴。国連環境計画（UNEP）は都市ごみの処理にかかる直接的な費用が 2020 年の 2,500 億ドルから、対策を取らない場合には 2050 年には 4,000 億ドルを突破するという推計を公表している⁵。グローバルサウス諸国においては、依然として都市化や経済成長等に伴う温室効果ガス排出量の増加や環境汚染の悪化、気候変動による影響に直面しており、各国では気候変動政策に係る計画や目標が定められるなど、今後対策が加速することが見込まれている。

このような状況の下、伸長するインフラ需要や相手国のニーズを取り込み、台頭するグローバルサウス諸国を未来の経済社会を共に創る共創のパートナーとして、日本の有する環境対策の経験や技術を通じて貢献することは、環境危機へ取り組み、相手国との絆を深めると同時に、日本企業の海外展開にも資するものである。

また、我が国は、依然として海外からの輸入に依存しており、グローバルサウス諸国を含む海外の自然資本に大きく依存するとともに、海外における環境負荷の増大にも大きな影響を与えている。環境破壊に起因する紛争や難民の増加や地域の不安定化のリスクの増大、米国のパリ協定

³ 「インフラシステム海外展開戦略 2030」（令和 6 年 12 月 24 日、経協インフラ戦略会議決定）

⁴ 「World Energy Investment 2024」（2024 年 6 月、IEA）

⁵ 「Global Waste Management Outlook 2024」（2024 年 2 月 28 日、UNEP）

脱退表明などの地政学的な変化がある中、国際的な協調の下、環境危機の克服など地球の環境収容力の範囲内で持続可能な社会が実現できるよう、現在及び将来世代の人類の福祉と世界の安定に戦略的に貢献することは、国益の観点からも重要である。

(B) これまでの環境インフラの海外展開に係る取組

上述の「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」と「インフラシステム海外展開戦略 2030」の策定に加え、第六次環境基本計画（令和 6 年 5 月 21 日）においても、「環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献」が掲げられ、「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）においても、世界の温室効果ガスの削減に向けた貢献として、国際協調の下、国際的リーダーシップを発揮することとしている。より具体的には、我が国の強みを一層活かし、相手国のニーズを深く理解した上で、脱炭素化に向けた政策の策定支援のほか、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）の枠組み等を基礎として、各国で脱炭素市場の創出・人材育成・制度構築等の更なる環境整備を進め、官民連携の下、環境性能の高い技術・製品等の国際展開を図り、世界の排出削減に最大限貢献すること、さらに、世界が直面している社会変革を大きな成長市場・チャンスと捉え、二国間クレジット制度（JCM; Joint Crediting Mechanism）の活用を含む環境インフラの海外展開を一層戦略的かつ強力に促進し、我が国と世界の持続可能な成長へつなげていくこととしている。

特に、アジアの脱炭素化に関しては、2023 年 3 月に AZEC が立ち上げられるとともに、2024 年 10 月には AZEC 首脳会合において「今後 10 年のためのアクションプラン」が採択された。このアクションプランの下、関係国との連携強化やプロジェクト支援等の取組が、政府一体となって推進されている。

さらに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）では、都市間の連携や二国間クレジット制度（JCM）等に基づく協力を拡大し、世界の排出削減・吸収に最大限貢献していくという方向性について、本基本戦略に位置付けることとされた。

環境省では、「インフラシステム輸出戦略」（平成 29 年度改訂版）を踏まえ、インフラシステム輸出戦略の環境関連部分を具体的かつ総合的に進めるため、平成 29 年 7 月に「環境インフラ海外展開基本戦略」を策定した。同戦略の下、具体的な環境インフラプロジェクトの形成を含め、各国が抱える環境課題の解決に貢献するよう各国の環境担当省庁や国際機関と二国間や地域の協力枠組みを構築・拡大し、制度から技術、ファイナンスまでのパッケージで支援できるよう関係省庁・機関、民間企業、国際機関と連携しながら、総合的に環境インフラの海外展開を進めてきた。さらに、2020 年には、官民連携プラットフォーム「環境インフラ海外展開プラットフォーム」

(JPRSI; Japan Platform for Redesign: Sustainable Infrastructure) を設立し、現在、634 団体（2025 年 7 月時点）の参画を得て、関係者間の情報共有とマッチングを推進している。さらに適応の分野では、「アジア太平洋適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）」を構築し、科学的情報・知見の基盤整備や支援 ツールの整備、能力強化・人材育成等を実施することでグローバルサウス諸国との連携・協力体制を構築してきた。

こうした取組の結果、令和 5 年度環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書（令和 6 年 3 月環境産業市場規模検討会）によれば、平成 29 年以降、環境産業輸出額は増加基調にあり、令和 5 年では 19.3 兆円と推定されている。このほか、日本が進める JCM プロジェクトは 270 件を超え、浄化槽の海外設置実績は 2024 年に計 6 万基を超え、廃棄物発電についても、日本企業が参画するプロジェクトが出てきている。自治体等との脱炭素協力を促進する脱炭素社会実現のための都市間連携事業については、海外 14 カ国 67 都市・地域と日本の 23 自治体が参画するに至っている。

(C) 環境インフラの海外展開に係る課題

一方で、環境インフラについては、国際情勢の変化や競合国の台頭などによって競争も激化している。とりわけ、現在直面する主な課題として、1) 価格競争力・事業の迅速性、2) 技術優位性・ブランディング、3) ルールメイキング・上流からの協力、4) 官民連携、5) ファイナンス、6) 中小・中堅企業支援、が挙げられる。

1) 価格競争力・事業の迅速性

課題の一つは、競合国に対する価格競争力である。グローバルサウスにおいては、ODA を卒業するような国が増えてきている一方で、依然として品質よりもイニシャルコストを重視する傾向が根強い。そのような中、競合国は品質は比較的劣るもののイニシャルコストを低く抑えることや迅速な意思決定、政府による支援等により、グローバルサウスへの進出を強化している。

2) 技術優位性・ブランディング

近年では、かつては日本が技術的に優位であった領域においても、競合国が日本と同水準、あるいは日本より優れた技術力を有している事例もあり、自ずと日本の技術が選ばれるという状況ではなくなっている。高付加価値化、質の高いオペレーション・メンテナンス (O&M)、人材育成なども含めたトータルソリューションの提供、戦略的なブランディングを通じた日本の強みを訴求することも重要になっている。

3) ルールメイキング・上流からの協力

一般的に、グローバルサウスでは欧米の基準に準拠したものを求められることも多く、国際標準化、制度調和等の国際的なルールメイキングの重要性も指摘されている。また、各国内の法制度等が未整備となっていることが海外展開の障害となっていることもある。加えて、日本とは異なる現地の制度や基準のために、日本で普及しているような技術であっても、そのままでは現地の市場に訴求しない場合もある。2024年に途上国においても求められるようになったパリ協定に基づく排出量の報告など、ルールが作られる段階、案件組成の段階から関係国との協力を行うことが重要である。

4) 官民等連携

官民等連携の強化も課題である。環境インフラの海外展開を一層推進していくに当たり、政府、関係機関、民間企業等において、どのタイミングでどのような連携をしていくべきか、官民で認識をすり合わせるための対話や官民をつなぐ機能の強化が求められている。

また、特定の地域、分野において豊富な経験と知見を有するアジア開発銀行（ADB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、国連人間居住計画（UN-HABITAT）などの国際機関との連携を強化し、国際的な枠組みの中で環境インフラの展開を加速させることも重要である。

5) ファイナンス

これまで ODA を中心とした案件組成が多くあったが、近年では、ODA 卒業国が増加したり、官民連携（PPP; Public Private Partnership）も活発に行われている。すでに、ODA 以外でも、JCM 設備補助事業をはじめ公的機関による様々な支援プログラムが実施されているところである。また、国際的にはロス&ダメージに対応するための基金が新たに設立され、小島嶼開発途上国並びに後発開発途上国に対する優先的支援が決定している。今後は、こうしたさまざまな支援や協力を拡大することに加え、公的資金のみならず、民間資金を活用したり、これらを上手く組み合わせることが不可欠である。

6) 中小・中堅企業支援

特に資金や人材等のリソースに限界のある中小企業・中堅企業にとって、海外事業にチャレンジするリスクに如何に対処するかが大きな課題となっている。柔軟なファイナンスや海外展開に貢献できる人材の獲得・育成、適切な現地・支援情報の取得等も課題として挙げられる。

II. 戦略の方向性（環境省の目指すビジョン）

以上の国内外の状況や課題等を踏まえ、平成 29 年に策定された現行環境インフラ海外展開基本戦略を改定し、以下の将来ビジョンの下、環境インフラの海外展開に戦略的に取り組むこととする。

○グローバルサウスにおける質の高い生活をもたらす我が国の“新たな成長”を実現する互恵的パートナーシップ

グローバルサウス諸国と互恵関係を構築し、共創のパートナーになることは、我が国の環境産業の発展を含め日本の国益や、国際社会を協調に導く上で極めて重要である。相手国の実情やニーズに応じた環境インフラの海外展開を推進することを通じ、アジアをはじめとするグローバルサウス諸国と互恵的パートナーシップを構築し、地球規模の環境危機（気候変動・生物多様性の損失・汚染）やパートナー国における環境・経済・社会課題の解決に貢献することで、グローバルサウスにおける高い生活の質（Well-being）をもたらす環境インフラ市場の形成と我が国においても“新たな成長”の実現を目指す。⁶その際、個々のプロジェクト形成・実施の支援に加え、関連する制度設計・計画策定や研修等の人材育成・能力開発の支援等をパッケージとしてとらえ、相手国の環境や経済発展レベルに応じた関連事業を、関係機関・組織と連携しつつ、着実・適切に実施する。

III. 3つの戦略の柱

(A) 戦略の柱①：生活の質向上に向けた制度的基盤構築の推進

グローバルサウス諸国においては、経済成長を遂げている一方で、環境汚染を始めとする社会課題の解決は依然として深刻な課題。我が国の公害や脱炭素、気候変動に伴う災害対策等の経験・技術を活用しながら、パリ協定等の国際協調の下で脱炭素化を後押しするルール形成等を主導するとともに、適応策の支援を通じて社会課題の解決に貢献する。さらに、汚染を防止し、環境の質を向上しながら経済・社会が発展していく制度的基盤の構築をグローバルに推進する。

⁶ 「第五次環境基本計画では、今後の環境政策が果たすべき役割として、「環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からのイノベーションの創出と経済・社会的課題の同時解決を実現することにより、将来にわたって質の高い生活をもたらす『新たな成長』」（以下「新たな成長」という。）につなげていくことを提示した。」（第六次環境基本計画（令和6年5月21日））なお、第六次環境基本計画においては、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととしている。

1) 日本の GX の経験・技術を活かした国際協調・ルールづくりの主導

○パリ協定等に基づく国際協調

グローバルサウス諸国においても国際的に協調した温室効果ガス削減が進められるよう、温室効果ガスの削減目標（NDC）策定や温室効果ガスインベントリ・隔年透明性報告書（BTR）作成の協力等を行う。また我が国の国際貢献の成果を、温室効果ガスの削減量等により定量化して示す見える化にも努める。また、AZECに基づくアジア型の脱炭素を通じた経済成長モデルの考え方を国内外において一層定着・発信し、国際合意の形成に貢献する。また、国家適応計画（NAP）に即した適応策実施を促進するため、AP-PLAT を通じた科学的知見の共有や、官民連携による早期警戒システム実装支援を促進する。

○国際的なサプライチェーンの可視化

日本において長期間の運用実績のある地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK 制度）の経験や世界の潮流等を踏まえて、各国における温室効果ガスの算定・公表・報告制度の普及を図る。これを通じて、アジアの炭素市場の基盤構築や各国の制度の調和、日本企業のスコープ3を含めたグローバルバリューチェーンでの排出量の把握・開示・削減に貢献する。また、排出量可視化のプラットフォームを提供する日本企業の海外展開を後押しし、事業活動における温室効果ガス排出の透明性の向上につなげていく。

○循環経済・ネイチャーポジティブに関する国際ルールづくり

企業の循環性情報開示手法を含むグローバル循環プロトコルの開発に貢献し、国際標準化を進める。2026年度までにバリューチェーンの循環性指標や環境負荷削減推計手法を開発する。また、ネイチャーポジティブの市場創造に向けて、地球観測衛星や環境 DNA 等を活用した自然関連のモニタリング手法や、流域全体の水リスク評価ツールなど、我が国が優位性を有する技術を特定し、国際標準化を図る。国際的なサプライチェーンの可視化についても、グローバルなサプライチェーンにおける生物多様性への影響把握、負荷低減に関する日本企業の具体的な行動支援をする中で、同じサプライチェーン上に関わるグローバルサウスにおける生産地も含めて、環境負荷を可視化する指標（ネイチャーフットプリント）の開発と海外展開を進める。

○衛星観測技術の活用を通じた透明性の確保

2025 年 6 月に打上げに成功した温室効果ガス観測技術衛星 GOSAT-GW も活用しつつ、衛星技術を活用した排出量算定等の検討などを通じて排出量推計技術の活用を促し、国際標準化やパリ協

定の下での各国の透明性の確保を図る。また、GOSAT-GW のデータを UNEP 等国際機関に提供し、国際的取組に貢献していく。

2) 経済・社会と統合的な環境政策の普及

○シナジー推進

多国間での環境政策や知見の共有に加え、環境問題の改善を通じ相乗的に社会課題を解決するプロジェクトを実現することにより、シナジーを推進する政策普及の後押しを図る。特に、グローバルサウスで社会問題化している大気汚染や不適切な廃棄物管理、森林破壊、自然災害等の問題解決に相乗的に貢献する。

○今後顕在化する社会課題の対応

ネットゼロ社会に向けて今後顕在化する太陽光パネル、EV バッテリー等の脱炭素技術の廃棄物対策の協力を進める。再エネ大量導入に際して生じ得る生物多様性等とのトレードオフの回避及びシナジーの発揮につながる脱炭素×ネイチャーポジティブの同時実現に資する技術や制度について、グローバルサウスでの実施を推進していく。また、気候変動による物理リスクへの対応を強化するために、気候変動予測によるバリューチェーンの強靱化を支援する。

(B) 戦略の柱②：社会変革の機運を捉えた国際環境インフラ市場の形成

今後も取組が拡大する気候変動等の分野において、パートナー国との連携の下、JCM の活性化を図りつつ、国際開発金融機関（MDBs）との連携等も進めていくことで環境インフラ導入のための民間投資を更に加速し、スケールアップしていく。あわせて、地域脱炭素等の地域の経験も生かした都市の環境インフラ協力に取り組む。

1) 環境インフラ導入に向けた民間投資の拡大

○JCM の戦略的活用

JCM は、我が国がパートナー国で脱炭素につながるプロジェクトに協力し、炭素クレジットを獲得する仕組みである。その活用を通じて、①地球全体での排出削減、②海外における日本企業の新たなビジネス・投資チャンス、③国際貢献によるプレゼンス、の3つの効果発揮を目指す。これらを通じて、気候変動対策と環境汚染対策の相乗的な解決（シナジー）、GX-ETS 制度の活性化、日本との関係強化をも追求する。

これら3つの効果発揮のため、民間資金を中心とするJCMプロジェクトの推進、農業・森林吸収源・CCS等への分野拡大や削減ポテンシャルの大きい案件の発掘（Scale Up）や、経済成長に伴う排出増加が見込まれ、地理的にも関係が深いASEAN諸国との取組を強化する。あわせて、クレジット発行に必要な手続のストリームライン(Streamline)及びスピードアップ(Speed Up)を進め、JCMを活性化させ、戦略的に活用する。

○プロジェクト形成、実施のための伴走支援

相手国政府との政策対話等を活用した廃棄物発電PPPプロジェクト実施、制度構築支援、モデルプロジェクト・横展開のための伴走型協力を増加させる。

○MDBs等との連携

ADB、EBRD、UN-HABITAT等との連携強化により国際機関プロジェクトを拡充・加速させる。

2) 地域の経験を活かした都市の環境インフラ協力

○都市間連携と関係者の連携強化

環境技術の視察のために日本国内のさまざまな地域を訪れる海外関係者は多く、地域の環境産業の発展を通じて地域の活性化に寄与することが期待される。JICAと進めるクリーン・シティ・パートナーシップ・プログラム（C2P2）も活用しつつ、地域の関係者の連携促進等を進め、公害を克服した政策・実務経験や地域脱炭素等の率先取組を活かしパッケージ型都市間連携と具体的なプロジェクト形成につなげる。

○官民連携による早期警戒システム実装支援

グローバルサウスからの気候変動対策としての早期警戒システムの関心はグローバルサウスの地方自治体で非常に高く、官民連携のもと実装支援を促進する。

○魅力ある緑の街の海外展開

日本の公共交通等インフラや関連する脱炭素技術を活かした環境配慮型の魅力ある街の海外展開に官民で連携して取り組む。

(C) 戦略の柱③：共創に向けた互恵的パートナーシップの構築・強化

今後長期にわたり経済的なプレゼンスを高めるとされているグローバルサウス諸国を未来の経済社会を共に創る「共創」のパートナーとして捉え、環境分野における互恵的なパートナーシップを強化する。特に、日本と各国それぞれの実状や役割分担等を戦略的に考慮し、相互に利益を生むような協力の機会が拡大するよう官民連携して取り組む。

1) グローバルサウスとの戦略的環境協力ネットワークの構築

○資源循環パートナーシップ

重要鉱物・物資等のサプライチェーンの強靱化や循環経済の実現等の分野においても、我が国の経済安全保障の確保を念頭に、グローバルサウス諸国との協働を進め、グローバルサウス諸国の脆弱性の克服をサポートしながらその活力を取り込むことで、パートナー国への裨益にとどまらず、我が国の国益を守る。具体的には、パートナー国で発生した電気・電子機器廃棄物（e-waste）を我が国が優位性を持つ金属製錬技術により環境上適正に再生資源にリサイクルし、バリューチェーンで利用されるようにする、適正な国際資源循環を促進する。

○アジアや重要新興国とのパートナー関係拡大

「IV. 地域別戦略」を踏まえ、これまで関係を構築してきたアジアを中心に AZEC の枠組みでの取組や日 ASEAN 気候環境戦略プログラム（SPACE）等の取組を進めるほか、その他の地域の重要国との関係も強化し、環境分野のパートナー国ネットワークを拡大する。

2) 具体的課題解決のためのニーズ・シーズマッチングと人材育成

○官民連携プラットフォームの活用・情報発信

さまざまな官民連携プラットフォームを活用し、多様な国内関係者の声を吸い上げつつ、オールジャパンでノウハウを磨くとともに、ビジネスマッチングや官民の国際協力の機会の拡大を図る。グローバルサウスの課題やニーズ等の情報発信も強化する。

○国内外で取り組むイノベーション

国内で開発した技術も活用しつつ、現地のニーズに適した技術の現地での実現可能性調査や実証に取り組む。

○環境人材の育成

グローバルサウスとの共創関係を具体化するため、共同研究、制度設計・計画策定支援、人材育成などの取組を推進し、各国の環境政策・技術を持続的に支える政策実務者や研究者等の人材を育成する。

IV. 地域別戦略

(A) 東アジア・東南アジア

我が国はインドネシア、タイ、ベトナム、フィリピンといった ASEAN 諸国やモンゴル等において、JCM、環境協力覚書や政策対話、環境ウィーク、制度構築、人材育成など、長期間に渡り、政府や国際機関を始めさまざまなレベルで環境分野の協力を進めてきた実績があり、再生可能エネルギー、廃棄物処理、資源循環、浄化槽、排水・排ガス処理、環境分析、温室効果ガス排出量算定、早期警戒システム導入をはじめとする気候変動適応策などの環境分野において、日系企業も多く進出しており、関係者間の多様なネットワークや関係が既に構築されている。堅調な経済成長や環境技術の発展等により競合も起きている一方、共創のパートナーとしての可能性が大きい。ASEAN など日本との協力ポテンシャルを有する地域において、アジア型の脱炭素・ネイチャーポジティブを通じた経済成長モデルを具現化し、国際交渉の場などにおいて発信していくことが重要である。特に、SPACE、AZEC を通じた取組に加え、ADB や UNEP、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）等の国際機関との連携やビジネスマッチング等を引き続き推進し、構築したネットワークを活かし強固な関係の確立を図る。

(B) 南アジア

インド、バングラデシュをはじめとする南アジアは、人口も多く、地球規模の温室効果ガス排出削減の観点からも重要であり、今後の大きな環境インフラ市場が予想される一方で、廃棄物や大気汚染などの都市化に伴う環境問題が深刻化している。一部の国では JCM の取組も進んでおり、こうした国をモデルとしながら、個々のニーズと経済レベルに応じた適切な技術の導入等実現可能性に即した協力をきめ細かく行う。インドとの環境協力や都市間で始められた協力とも連携しつつ、環境課題の状況や環境政策の進展等を踏まえながら協力を進めていく。また、海面上昇に起因する水没への脅威、また氷河融解に起因する水害への脅威など、気候変動影響による被害も甚大であることから、各国との協議のもと、適切な適応策を講じていく。

(C) 大洋州

地理的条件や人口規模等から、再生可能エネルギーの導入や気候変動適応ならびにロス&ダメージ対策や廃棄物管理等のニーズが高く、気候変動に対して非常に高い関心を有している。現在、

同じような地理的な条件を有する日本の離島や島嶼国が必要とする技術を有する民間企業等の参画も得て、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）及び緑の気候基金（GCF）と連携し、「小島嶼開発途上国（SIDS）における脱炭素フォーラム」を開催しているところである。一部の国では JCM の取組も進んでおり、こうした国をモデルとしながら、個々のニーズと経済レベルに応じた適切な技術の導入等実現可能性に即した協力をきめ細かく行う。また、ロス&ダメージに対応するための基金運用が開始されることも念頭に、特に気候変動に脆弱な国々への民間サービスや技術導入にむけた基盤形成を進める。

(D) 中東

中東では、オマーンや JCM パートナー国であるアラブ首長国連邦と環境協力覚書に署名している。豊富な石油・天然ガスによる経済発展を背景に、我が国と同等の環境インフラの導入が十分可能な国もある。このため、各国の実情やニーズを踏まえつつ、柔軟に協力を進めていく。

(E) アフリカ諸国

国によって状況が大きく異なるが、大きな将来性が期待されている一方で、物理的な距離と政情不安等のリスクや経済状況から、海外展開のハードルが高いと考える企業も多い。チュニジアにおける大規模太陽光発電や福岡方式プロジェクトを含め、チュニジア及びケニアでは9件の JCM プロジェクトが実現していることや2025年5月にタンザニアが JCM パートナー国になったことも踏まえ、TICAD の枠組みや JICA、UNEP、UN-HABITAT、横浜市と共同で運営している「アフリカのきれいな街プラットフォーム」や 2025 年に設立した廃棄物管理事業形成促進ファンド等を活用し、海外展開の可能性が高い国や分野を見極めながら、個々のニーズと経済レベルに応じた適切な技術の導入等実現可能性に即した協力を着実に進めていく。

(F) 中央アジア、中南米等

上記のほか、現在、ブラジル、ウクライナ、カザフスタン、ウズベキスタン等と JCM、GOSAT、政策共有等の環境協力を開始しており、引き続き、政府全体の方針と各国の実情やニーズを踏まえつつ、首脳会合や国際会議等のさまざまな機会も活用しつつ、協力の構築・強化を進めていく。また、先進国との環境インフラに係る協力にも取り組む。